小野市緊急通報事業の概要について

□ 事業目的

本事業は、高齢者等に緊急通報装置を貸与し、当該高齢者等が急病、事故等で緊急に援助を必要とする場合、緊急通報受信施設(受信センター)に通報を受け、あらかじめ組織された地域支援協力体制により速やかに援助を行うものです。※受信センターは、綜合警備保障(株)に委託しています。

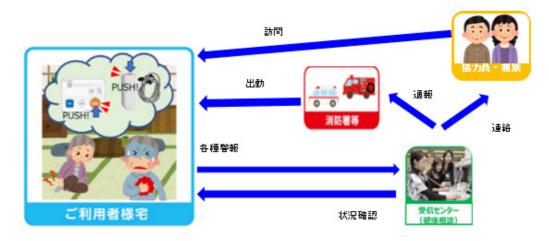
□事業のしくみ

① 駆け付けサービスをご利用される場合



- (1) センターで緊急通報を受信します。
- (2)ご利用者の状態を確認します。
- (3) 安否の確認ができない場合、ALSOK(ガードセンター)へ連絡します。
- (4) ガードマンが急行します。
- (5) 緊急の場合、必要に応じ救急機関へ出動依頼します。
- (6) 協力員・親族に利用者の状況を報告します。

② 駆け付けサービスをご利用されない場合



(1) センターで緊急通報を受信します。

- (2) 利用者の状態を確認します。
- (3) 安否の確認ができない場合、協力員へ連絡します。
- (4) 緊急の場合、必要に応じ救急機関へ出動依頼します。

□ 対象者

市内に住所を有する方で、次の要件のひとつに該当する方が対象となります。

- ① おおむね65歳以上の独居高齢者世帯又は高齢者のみで構成される世帯のいずれかであって、かつ、次のいずれかに該当する世帯にお貸しできます。
 - (1) 介護保険認定「要支援」以上の方がいる世帯
 - (2)介護保険認定非該当又は未認定の世帯のうち、以下の病気がある方がいる世帯
 - A:心臓の病気(例:心筋梗塞、不整脈など)
 - B:軽度の認知症を含む脳の病気(例:脳梗塞、くも膜下出血など)
 - C:呼吸器系の病気があること(例:喘息、肺気腫など)
 - D:ガン(例:胃ガン、肺ガン、白血病など)
 - E:血圧の病気(例:高血圧症など)
 - F:その他申請により設置が必要と認めた病気など
 - ※(2)の理由で申請する場合は、医師の診断書の提出を求める場合があります。

②身体障害者のみの世帯に属する身体障害者

- ※ 担当の民生児童委員の訪問による利用者状況の確認作業を確認表によ り行います。
- ※ 申請書受理後、市による訪問調査も行います。

□ 費用について

自己負担はありません。

□ 使用する電話回線について

固定回線(ケーブルや光ファイバー)が必要です。携帯電話や固定回線を利用しない固定電話サービスをご利用の場合は緊急通報装置を設置することができません。なお、光ファイバーなどの一部回線は停電時等には通報できません。

□ 装置の貸与及び管理について

他人へ譲渡したり、貸付又は担保にしないでください。

装置を損傷したり紛失した場合は、速やかに市へ届出して頂き、その費用を 負担していただきます。

□ 申請手続き

次の書類に必要事項を記入して市高齢介護課長寿社会係に提出してください。 【申請書類】

- ① 小野市緊急通報事業利用申請書
- ② 緊急通報協力員承諾書(兼台帳) 3通
- ③ 承諾書
- ④ 緊急通報事業利用者状況確認表
- ⑤ 医師の診断書(市が提出を求めた場合のみ)

【留意事項】

- ① 小野市緊急通報事業利用申請書
 - ・ 氏名、住所等の必要事項をご記入いただき、協力員3名を選出いただ き、下記②の書類に承諾の署名をしていただいてください。
 - ・ 親族等の緊急連絡先も必ず明記してください。
 - ・ 受診医療機関、持病等もデータとして登録しますので、できるだけご 記入ください。
- ② 緊急通報協力員承諾書(兼台帳) 3通
 - 3名の協力員をお願いします。
 - ・ 受信センターからの通報内容確認依頼は、まず第1協力員に行います。 第1協力員と連絡が取れない場合に、第2協力員、第3協力員の順に 連絡します。

<協力員の役割>

- ・ 受信センターから連絡があった場合に、利用者の通報内容の確認を行 うため、利用者宅に訪問していただきます。
- 通報内容の確認結果を、受信センターに連絡していただきます。
- ・ 救急、火災等の緊急事態の場合には、利用者の親族に連絡していただきます。
- ③ 承諾書・・・以下について承諾をしていただきます。
 - ・ 事業を円滑に進めるため、委託会社に個人情報を提供します。
 - ・ 小野市消防本部や地区民生児童委員、近隣協力員等関係機関にも、出 動要請時の参考とするため個人情報を提供します。
 - ・ 緊急時に救護の要請があった時、小野市消防本部や地区民生児童委員、 近隣協力者等関係機関の住宅内への立ち入りを認めます。又、その際 の住宅等の破損等については、損害賠償を請求しません。
 - 貸与された装置を損傷したり紛失した場合は、その費用を負担します。
 - ・ 緊急通報装置の使用回線について、ADSLやISDN回線などのインターネット回線を利用している場合は、停電時や回線異常により通報できない可能性があることを了承します。
 - ・ 緊急時以外に駆け付けサービスに係る警備員の急行依頼をした場合

は、その費用を負担すること。(駆け付けサービスをご利用の方)

- ④ 緊急通報事業利用者状況確認表
 - ・ 民生児童委員が利用しようとされる方の自宅を訪問され、確認表の項 目により確認し署名いただき添付書類として提出していただきます。
- ⑤ 医師の診断書(市が提出を求めた場合のみ)
 - 対象者①の(2)の理由で申請される場合に、提出を求める場合があります。
 - ・ 診断書発行に係る費用負担は、個人負担となります。

□ その他の届出

以下の場合は、至急連絡してください。

- ①利用者の氏名、住所及び電話番号を変更したとき。
- ②緊急連絡先の氏名、住所及び電話番号を変更したとき。
- ③要件に該当しなくなったとき。
- ④その他、施設入所や入院などで装置を必要としなくなったとき。

□ 申請から装置設置までの流れ

① 申請書類の提出 (利用者・民生児童委員→市役所)

② 申請書類の審査 (市役所)

③ 利用決定通知書の郵送 (市役所→利用者)

④ 装置設置依頼 (市役所→委託会社)

⑤ 装置設置日の日程調整 (委託会社→利用者)

⑥ 装置設置工事・設置完了 (委託会社→利用者)

※ 申請から設置までの期間:概ね1か月程度

□ 担当・問い合わせ

小野市 市民福祉部 高齢介護課 長寿社会係 TEL 0794-63-1060 (直通)